

閲覧平成26年度 第5回 ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

1. 日時	平成27年3月30日(月) 15:00~16:00
2. 場所	ひたちなか市役所 第3分庁舎 2階 防災会議室1
3. 出席者	<p>【委員】(50音順)</p> <p>大内委員, 岡田委員, 川崎委員, 川又委員, 上林委員, 関山委員, 谷口委員, 寺沼委員, 照沼委員, 永山委員, 広瀬委員, 宮木委員, 柳生委員</p> <p>【事務局】</p> <p><福祉部></p> <p>黒沢部長</p> <p><福祉事務所></p> <p>久保田所長</p> <p><児童福祉課></p> <p>井上課長, 鈴木課長補佐, 川崎課長補佐兼保育係長, 小松崎係長, 浅畑主幹, 沼田主幹, 苫米地主事, 仲田主事</p> <p><教育委員会総務課></p> <p>一木課長補佐兼係長</p> <p><青少年課></p> <p>阿部参事兼課長,</p> <p><健康推進課></p> <p>松本係長</p>
4. 傍聴者	なし
5. 協議事項	<p>(1) 子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>①保育施設に係る量の見込みと確保の方策の変更について</p> <p>②パブリック・コメントの結果について</p> <p>(2) その他</p>

1. 開会

2. 会長あいさつ
(略)

3. 協議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

①保育施設に係る量の見込みと確保の方策の変更について
事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。
(資料No. 1-1, 1-2)

【委員】

市内の私立幼稚園については、平成 27 年度は新制度に参入しなかったが、来年度以降は参入していこうと考えている。その場合に私立幼稚園には、幼稚園としてこの制度に参入する形態と、認定こども園として参入する形態の 2 つの選択肢がある。今の説明では、保育需要の見込みに対して、平成 29 年度には供給体制が確保される計画となっているが、本市の私立幼稚園は、幼保連携型等の認定こども園としての選択肢はなく、幼稚園としての参入しかないと考えるべきか。

【事務局】

確かに数字上では、平成 29 年度以降の新たな保育定数は必要ない計画となっている。しかし、現在の私立幼稚園にも、共働き等世帯の児童が通っているように、保育が必要な世帯であっても幼稚園を希望する場合もあると考えている。これらの需要に対応するために、私立幼稚園が認定こども園となることも十分あり得ると考えられるが、その定数については保育園側とも十分に協議していく必要があるものと考えている。なお、私立幼稚園の平成 28 年度からの制度参入については、入園案内との関係から 6 月頃までに結論を出す必要があると考えている。

【会長】

保育側から計画や経過について意見等はあるか。

【委員】

保育側としては、来年 4 月の入所申込みが利用定数よりも申し込みが多くなったことから、待機児童を出さないために弾力的な運用について協力させてもらった。

【事務局】

新制度においては、保育需要に対して供給体制が足りない計画の場合、保育所の認可について株式会社等の参入を断ることができなくなるが、今回の計画は平成 29 年度には充足する予測となっていることから、計画のとおり保育需要が推移していくのであれば、早急に新たな参入を求めなくても良い状況にある。

【会長】

その他の意見もないので、保育施設に係る量の見込みと確保の方策の変更については事務局案のとおり進めることでよいか。

【委員】

異議なし。

②パブリック・コメントの結果について

事務局により概要説明の後、質疑応答及び意見交換を行った
(資料No. 2)

【会長】

4人の方から14件の意見があったが、事務局の説明に対して意見等はあるか。

【委員】

市民の意見に対して、今回の計画で概ねの対応はできるということでよいか。

【事務局】

そのように考えている。

【委員】

対応が難しいことがあれば、明確にできない旨回答すべきと考える。

【事務局】

そのように対応したい。

【委員】

今回の計画は、就学前の子どもを対象にしているのか。

【事務局】

児童福祉法では18歳未満を児童と定義しており、今回の計画についても対象は18歳未満の児童であるが、子ども・子育て支援法で計画策定が義務付けられている事業、また、本市が重点的に進めようとする事業は、就学前の子どもとその保護者を対象としている。しかし、学童クラブをはじめとする就学後の児童に対する事業も多く位置づけており、それらについても計画的に取り組もうとするものである。

【委員】

幼稚園や保育所までは手厚い体制が確保されていても、小学校に上がった途端に支援が弱くなるケースがある。夕方以降や夏休みなどの預かり体制の充実は、働く母親にとっては切実な課題である。

【事務局】

今回の計画には、法定による施策である学童クラブのほか、ファミリーサポートセンター事業などを基本施策に位置づけている。今後、これらの施策を重点的に進める必要が生じた際には、再度審議を頂き、重点的に進める事項に位置づけるなど計画の変更等については柔軟に対応していきたい。

【委員】

企業の立場からの意見はあるか。

【委員】

女性が働きやすい環境を整備していくことは重要であり、経営者が育児休業制度を積極的に推進していく必要があると考えている。また、仕事は父親、子育ては母親ということではなく、男性も家庭での役割を果たすことが大切であると思うので、それらが可能となるような環境整備についても配慮する必要があると考えている。

【会長】

その他の意見もないので、パブリック・コメントの結果については事務局案のとおり進めることでよいか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、改めて諮ります。

「ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画」については事務局から提示された案のとおり進めることでよいか。

【委員】

異議なし。

③その他

【会長】

その他で、意見等はあるか。

【委員】

なし。

4. その他

平成 27 年度も引き続き審議会を開催することを確認する。

その後閉会